

1 建築関係訴訟事件の処理状況及び平均審理期間

(平成16年4月～平成27年)

年	事件種別	新 受	既 済	平均審理期間 (月)
平成16年 (4月～)	建築請負代金等	1613	1713	13.7
	建築瑕疵損害賠償	476	455	25.6
平成17年	建築請負代金等	2070	2096	13.2
	建築瑕疵損害賠償	644	568	23.9
平成18年	建築請負代金等	1725	2255	14.2
	建築瑕疵損害賠償	511	620	23.7
平成19年	建築請負代金等	1819	2126	14.2
	建築瑕疵損害賠償	483	612	24.8
平成20年	建築請負代金等	1868	2352	13.3
	建築瑕疵損害賠償	522	583	24.8
平成21年	建築請負代金等	2036	2371	13.4
	建築瑕疵損害賠償	453	608	24.6
平成22年	建築請負代金等	1786	2101	15.4
	建築瑕疵損害賠償	445	543	25.7
平成23年	建築請負代金等	1670	1790	14.6
	建築瑕疵損害賠償	437	451	27.3
平成24年	建築請負代金等	1774	1772	14.3
	建築瑕疵損害賠償	447	450	25.5
平成25年	建築請負代金等	1596	1611	15.2
	建築瑕疵損害賠償	444	443	26.2
平成26年	建築請負代金等	1537	1495	15.7
	建築瑕疵損害賠償	468	422	25.2
平成27年	建築請負代金等	1461	1518	16.3
	建築瑕疵損害賠償	521	446	24.8

- (注)
- 1 建築関係訴訟事件は統計上、建築請負代金等事件と建築瑕疵損害賠償事件の2類型に分類される。
 - 2 建築請負代金等は、建物建築に関する請負代金、工事代金、設計料、報酬金等を請求する事件をいう。建築瑕疵損害賠償は、建物建築に関する設計、監理、施工等の建築瑕疵を理由とする損害に関する事件をいう。
 - 3 本表の基礎となる事件数は、地方裁判所民事第一審のものである。